

令和 5 年 1 月 31 日
道路局 高速道路課

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」
～無料措置期間の延長及び制度適正化措置の実施について～

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、令和 6 年 3 月 31 日（日）まで延長します。

一方、制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう、以下の措置を実施します。

○今後、カード更新時の申請手続きを導入し、利用目的を確認します。

○被災時に一部の地域に住所を有していた方については、無料措置の対象走行を、更新時に申請していただく区間のみとします。

具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等は、決定次第お知らせいたします。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成 24 年 4 月 1 日より、原発事故により政府として避難を指示又は勧奨している区域等にお住まいであった避難者の生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に実施しているところです。

本措置は令和 5 年 3 月末まで実施することとしていましたが、復興に向けた取組が進められる一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、当面、令和 6 年 3 月末まで期間を延長します。

一方、本措置の一部の利用者において、レジャー目的と思われる利用など制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度の趣旨に合った適切な利用となるよう検討した結果、本措置の利用時に必要となる「ふるさと帰還通行カード」について、令和 5 年秋以降に更新予定のカードから更新時の申請手続きを導入し、利用目的を確認いたします。あわせて、避難指示の解除状況等を踏まえ、被災時に一部の地域に住所を有していた方については、更新時に申請していただく区間の走行に限り無料措置の対象とします。具体的な更新カードへの移行時期や手続きの詳細等については、今後決定することとし、決定次第お知らせいたします。

問い合わせ先：

国土交通省道路局高速道路課

企画官 榎島 爲朗（内線：38332）、課長補佐 相馬 知典（内線：38322）

（代表）TEL 03-5253-8111 （課直通）TEL 03-5253-8500